

誰もが住み慣れたまちで 自分らしく暮らせるように

区内の障害者支援施設(入所施設)をご紹介します

障害者支援施設「新橋はつらつ太陽」は、障害者の生活・作業指導および体験等を通して、個々の特性に合った社会参加をめざす施設です。日頃の活動の成果を発表する作品展や、施設内のパン工房で焼いたパンの販売の他、近くの神社での清掃活動をはじめとした地域活動等にも積極的に参加しています。

**新橋
はつらつ
太陽**



創作活動

昼間は、8つのグループに分かれて、さまざまな創作活動をしています。各自の好みや性格に合わせた物づくり等に取り組んでいます。障害者美術展等で入賞・入選した作品もあります。

やすりをかけています。
おもしろいです。



ビーズを糸に通して携帯のストラップが完成



毛糸を使った機織りは集中力が必要

クラブ活動

毎週木曜の午後はクラブ活動に取り組めます。



作品展発表で「マツケンサンバ」を披露するエンタメクラブ

屋上で

屋上は、ラジオ体操やランニング、自然観察等さまざまな活動の場となっています。



高槻暁男施設長

利用者の声に耳を傾け、決まった形式を押し付けず、好きな活動ができるように努めてきました。利用者の中には希望を口に出せない人もいますので、これからは、そのような人の声・ニーズをさらに生かし、活動を充実させていきたいと思っています。



水越博章課長

利用者はそれぞれ違う興味や関心を持っていますので、各自に合った環境を整えられるよう、個別に支援計画書を作ってサポートしています。その人の特性にぴったしはまるものを見つけれられたとき、やりがいを感じますね。

発達支援センター相談室をご利用ください

発達支援センター相談室は、少人数でのグループ活動や、家庭と関係機関の間の調整を通じて、子どもの発達を支援する施設です。不安や心配、悩みを気軽に相談できるよう、平成26年11月にオープンしました。18歳以上の人の発達障害についての相談も受け付けています(利用方法は2面参照)。



障害者グループホーム芝浦がオープンしました

平成26年11月、新たなグループホーム「グループホーム芝浦」がオープンしました。グループホームとは、原則4～10人の障害者が世話人等によるサポートを受けながら協力して共同生活をする住宅です。ここは、入居する障害者にとっての「家」であり、入居者は個室で生活し、食堂や風呂等は多くの場合、共同利用です。



問い合わせ

障害者グループホーム芝浦

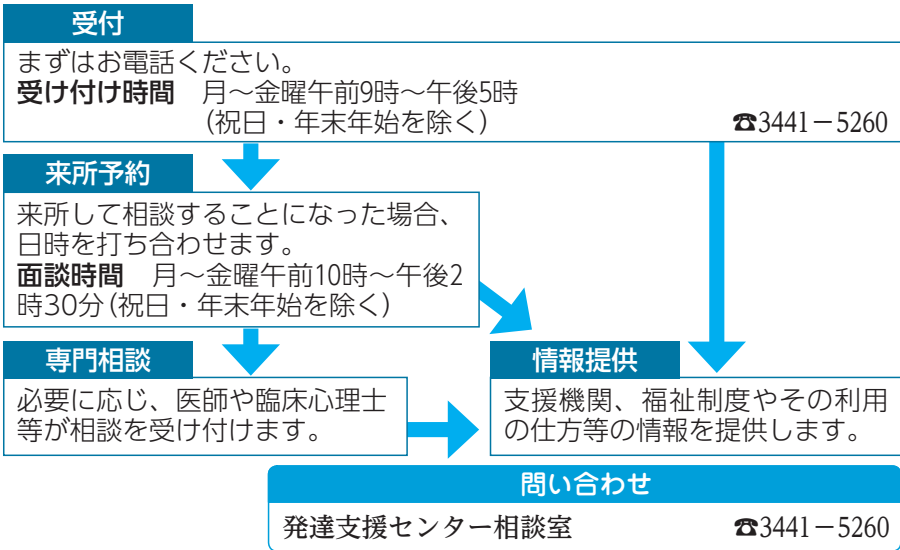
☎6453-7573

目次

- 2面…事業の紹介、障害基礎年金
- 3面…手帳の交付、障害者総合支援法のサービスの仕組み
- 4面…福祉手当等、税の減免
- 5面…介護・派遣、交通費負担の軽減
- 6面…日常生活の援助・各種給付等
- 7面…医療費助成、その他のお知らせ
- 8面…障害者に関するシンボルマーク、主な相談窓口

発達支援センター相談室 利用の流れ

専門スタッフが面談にて相談を受け付けます。まずは電話で、発達支援センター相談室までご連絡ください。



障害者グループホーム芝浦で空室を活用した短期入所を実施しています

対象

次のいずれの条件も満たす人

(1)区内在住の男性

(2)愛の手帳をお持ちの人

(3)その他条例で定める要件に該当する人

利用方法

障害者グループホーム芝浦また

は障害者福祉課障害者事業運営係
までお問い合わせください。
※利用に当たっては、事前登録が
必要です。
※6月21日現在、1室が空室です
(平成27年11月30日まで利用可
能です)。

問い合わせ

障害者グループホーム芝浦 ☎6453-7573 FAX6453-7574
※日中原則不在

障害者福祉課障害者事業運営係 ☎3578-2387

障害者差別解消法をご存じですか

平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、平成28年4月から施行されます。

この法律は、行政機関や民間事業者等を対象に、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人が日常生活を送る上での「社会的障壁」を取り除く「合理的配慮の提供」を求めています。

このことにより、障害のある人への差別を無くすことで、障害のある人も無い人も共に生きる社会をつくることをめざしています。

不当な差別的取り扱いとは、例えば…

- 障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否する。

合理的配慮の提供とは、例えば…

- 車椅子使用者のために、段差にスロープを設置する。
- 筆談、読み上げ、手話等によりコミュニケーションを図る。

社会的障壁とは、例えば…

- 社会における事物: 通行、利用しにくい施設・設備等
- 制度: 利用しにくい制度等
- 慣行: 障害のある人の存在を意識していない慣習・文化等
- 観念: 障害のある人への偏見等

問い合わせ

障害者福祉課障害者福祉係
☎3578-2386

障害者歯科診療所(港区^{こうくう}口腔保健センター)のご案内

障害のため地域の歯科医院での対応が困難な人が、安心して受診することができる歯科診療所です。

対象	区内在住の障害者(児)
診療日	(1)第2土曜 午前9時30分～午後0時30分 (2)第4土曜 午後1時30分～午後4時30分
ところ	三田1-4-10 みなと保健所2階
診療内容	歯科健康診査・歯科予防処置等
予約方法	【完全予約制】電話で、平日午前9時～午後5時に健康推進課地域保健係へ。 ☎6400-0084

障害基礎年金受給チャート

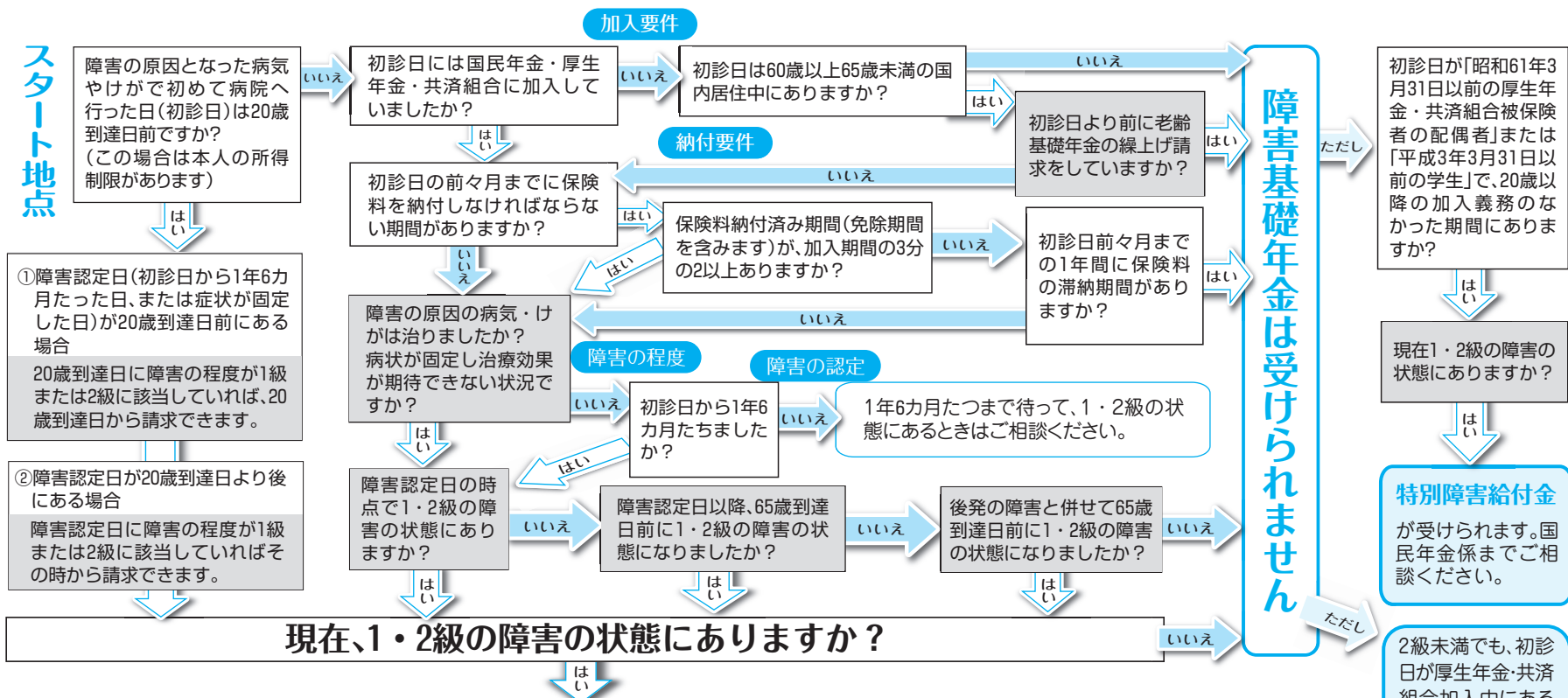
障害基礎年金のご案内

公的年金加入中の、または被保険者の資格を失った60歳以上65歳未満で国内居住中の、または20歳到達日前の、病気やけがによる障害があり、日常生活に制限を受ける状態(2級以上)になった場合は、障害基礎年金が支給されます。
さらに初診日が厚生年金・共済組合加入中の場合、基礎年金に加えて(2級未満の場合も)障害厚生・障害共済年金等が支給されます。

特別障害給付金のご案内

初診日に公的年金に加入していなかったため障害年金を受けられない人を救済する目的で、平成17年4月に創設された制度です。

スタート地点



障害基礎年金が受けられます

◎20歳到達日とは20歳の誕生日の前日、65歳到達日とは65歳の誕生日の前日です。
◎厚生年金・共済組合加入中に初診日がある人は、障害厚生年金・障害共済年金も受けられます。
◎障害年金の相談は大変時間がかかりますので、時間の余裕を見てお越しください。電話での相談も受け付けています。また、初診日、病歴等のメモと年金手帳を持参してください。

相談窓口

初診日時点	20歳到達日前の人、国民年金の第1号被保険者	厚生年金被保険者、国民年金の第3号被保険者	共済組合被保険者
相談窓口	国保年金課国民年金係 ☎内線2662～6	港年金事務所 ☎5401-3211	所属の共済組合

手帳の交付

障害のある人が、各種のサービスを受けるために必要な手帳は、次の3種類です。

手帳の種類	内容	対象	受け付け・問い合わせ
身体障害者手帳 (1～6級)	身体障害者(児)が、さまざまな支援を受けるために必要な手帳として、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付されます。	身体に視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能に障害がある人 【申請書類】 ●指定医(※1)による所定の診断書・意見書 ●写真(縦4センチメートル×横3センチメートル、無帽、上半身) ●印鑑	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
愛の手帳 (1～4度)	知的障害者(児)が、さまざまな支援を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けた制度で、本人または保護者の申請に基づいて交付されます。なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。	知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じている人 ※東京都児童相談センターまたは東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。 【手続き】 ●愛の手帳の判定は、電話で、問い合わせ先に予約の申し込みをしてください。 ●判定時の持ち物は、電話予約時に確認してください。	●18歳未満の人の判定予約について 東京都児童相談センター ☎5937-2317 ●18歳以上の人の判定予約について 東京都心身障害者福祉センター ☎3203-6141 ●手帳の再交付等について 各総合支所区民課保健福祉係 ☎8面参照
精神障害者 保健福祉手帳 (1～3級)	精神障害者が、さまざまな支援を受け、社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されます。	精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人 ※入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。 ※有効期間は、原則として2年間です。 【申請書類】 ●所定の診断書または、障害年金等の写しおよび同意書(診断書は各総合支所区民課保健福祉係の窓口で配布しています) ●写真(縦4センチメートル×横3センチメートル、無帽、上半身) ●印鑑	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照

※1 身体障害者手帳の指定医については、各総合支所区民課保健福祉係または障害者福祉課障害者事業運営係へお問い合わせください(☎8面参照)。

障害者総合支援法のサービスの仕組み

問い合わせ

障害者福祉課障害者支援係 ☎3578-2462

障害者総合支援法の対象は、**身体障害・知的障害・精神障害・難病患者等の人**です。

平成27年度からは、障害福祉サービス利用に当たり、「サービス等利用計画案」の作成(ケアマネジメント)が必要になりました。

障害福祉サービスを利用する場合は、相談支援事業者の中から事業者を選択してサービス等利用計画を作成してもらい、その計画案を各総合支所に提出し、内容を確認後、支給決定します。サービスに関する申請はこれまで同様、各総合支所で受け付けます。

障害福祉サービスを利用するには…

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、障害者の心身の状況、介護する人や居宅の状況、本人の意向等を調査した上で支給決定を行います。

障害福祉サービス

介護給付

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護(重度視覚障害者)
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所(ショートステイ)
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助(グループホーム)

問い合わせ

各総合支所区民課保健福祉係 ☎8面参照

障害者・障害児

自立支援医療

- 育成医療(18歳未満)
- 更生医療(18歳以上)
- 精神通院医療

問い合わせ

○育成医療について
健康推進課地域保健係 ☎6400-0084
○更生医療・精神通院医療について
各総合支所区民課保健福祉係 ☎8面参照

補装具費の支給

補装具の購入や修理にかかる費用の一部が支給されます。

地域生活支援事業

区市町村等が障害者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業(手話通訳等)
- 日常生活用具の給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業等

問い合わせ

各総合支所区民課保健福祉係 ☎8面参照

利用者負担額について

障害者総合支援法のサービスや医療にかかる利用者負担には、所得に応じた負担の上限額が決められています。また国や区による負担軽減があります。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

福祉手当等

手当名	対象		手当額	支給月	受給できない人	申し込み・問い合わせ
心身障害者福祉手当 (区の制度)	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1～3度の人 ●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ●難病医療費助成を受けている人		月1万5500円	4月(12～3月分) 8月(4～7月分) 12月(8～11月分) の20日に、本人の口座に振り込みます。	●65歳以上の新規申請の人 ●児童育成(障害)手当を受給している人 ●障害者施設等に入所している人 ●所得が一定以上の人	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
	●身体障害者手帳3級の人 ●愛の手帳4度の人		月7750円			
障害児福祉手当 (国の制度)	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1・2度程度の人 ●常時介護を必要とする疾病・精神障害の人		月1万4480円	2月(11～1月分) 5月(2～4月分) 8月(5～7月分) 11月(8～10月分) の5日に、本人の口座に振り込みます。	●障害者施設等に入所している人 ●障害を事由とする公的年金を受給している人 ●聴覚障害の場合、補聴器の使用効果がある人、運転免許の適性試験に合格している人 ●扶養義務者等の所得が一定以上の人	
特別障害者手当 (国の制度)	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする人 ●身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の人、重度の精神障害の人		月2万6620円		●障害者施設等に入所している人 ●病院・診療所に3カ月を超えて入院している人 ●所得が一定以上の人	
重度心身障害者手当 (都の制度)	●重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある人 ●重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人 ●重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害がある人		月6万円	毎月、本人の口座に振り込みます。 ※代行者の預金口座に振り込みが可能な場合もあります。	●障害者施設等に入所している人 ●病院・診療所に3カ月を超えて入院している人 ●65歳以上の新規申請の人 ●所得が一定以上の人	
児童育成手当 (障害手当) 児童に障害があるとき	障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1～3度程度の人 ●脳性まひまたは進行性筋萎縮症の人		月1万5500円	2月(10～1月分) 6月(2～5月分) 10月(6～9月分) に本人の口座に振り込みます。	●所得が制限額を超えている人 ●当該児童が施設に入所している人(※) ●当該児童が心身障害者福祉手当を受給している人	
児童育成手当 (育成手当) 父または母に障害があるとき	障害の程度が、次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)の人		月1万3500円		●所得が制限額を超えている人 ●当該児童が施設に入所している人(※)	
特別児童扶養手当 児童に障害があるとき	障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人	●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1・2度程度の人 ●上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害の人	月5万1100円	4月(12～3月分) 8月(4～7月分) 11月(8～11月分) に本人の口座に振り込みます。	●本人または扶養義務者の所得が制限額を超えている人 ●当該児童が当該障害を支給事由とする公的年金を受けている人 ●当該児童が施設に入所している人(※)	
		●身体障害者手帳3級程度(4級の下肢の一部)の人 ●愛の手帳3度程度の人 ●上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害の人	月3万4030円			
児童扶養手当 父または母に障害があるとき	父または母が、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、または重度の精神障害の状態にあり、児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。ただし身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度程度の児童は、20歳未満)を扶養している父、母または養育している人		所得により変わります。 月4万2000円～9910円	4月(12～3月分) 8月(4～7月分) 12月(8～11月分) に本人の口座に振り込みます。	●本人または扶養義務者の所得が制限額を超えている人 ●当該児童が施設に入所している人(※)	

※施設入所でも対象になる場合があります。

税の減免

事業	内容	対象	申し込み・問い合わせ
障害者控除・特別障害者控除対象者の認定	65歳以上で原則として要介護1以上の人(同一生計の配偶者、その他の親族を含む)が、寝たきりまたは障害者に準じる状態にあると認められる場合は、障害者手帳の交付を受けていなくても、障害者控除対象者認定書の交付により所得税や住民税の(特別)障害者控除の対象となる場合があります。	65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上で、寝たきりまたは障害者に準じる状態にあると認められている人	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照

☎電話番号のかけ間違いに注意ください。

介護・派遣

事業	内容	対象	自己負担金	申し込み・問い合わせ
重度脳性まひ者 介護事業	重度脳性まひがある人に、対象者本人の家族を介護人とし、その介護に対して助成します(月12回以内)。	20歳以上の重度脳性まひで身体障害者手帳1級の人	無料	障害者福祉課 障害者事業運営係 ☎3578-2387
重度身体障害者(児) 居宅生活支援事業	たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な人が、障害者総合支援法に基づく居宅介護等、地域生活支援事業の移動支援を利用する場合に、看護師によるサービスが受けられます。	たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用する身体障害者手帳1・2級の居宅介護等を利用する人(介護保険の要介護認定を受けている人は除く)	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
重症心身障害児(者) 在宅緊急 一時支援事業	医療的ケアを必要とし、家族等が在宅で介護を行っている重症心身障害児(者)に、緊急かつ一時的な支援が必要となった時に一定時間、訪問看護師を自宅に派遣します。	たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な愛の手帳1・2度、または身体障害者手帳1・2級(肢体不自由)で家族等による在宅介護を受けて生活している人(ただし、介護保険の要介護認定を受けている人は除く。詳しくは、お問い合わせください)	利用時間と世帯の所得に応じ自己負担があります。生活保護、住民税非課税世帯は無料。衛生用品等実費相当分は負担していただきます(詳しくはお問い合わせください)。	障害者福祉課 障害者事業運営係 ☎3578-2387
入浴サービス	【巡回入浴サービス】 巡回入浴車で自宅を訪問して入浴介助を行います(週2回以内)。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
	【機械入浴サービス】 障害保健福祉センターおよび新橋はつらつ太陽の機械浴室で入浴介助を行います(週2回以内)。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
	【介助入浴サービス】 障害保健福祉センターおよび新橋はつらつ太陽の家族浴室で入浴介助を行います(週2回以内)。			新橋はつらつ太陽 (機械入浴、介助入浴) ☎3433-0181
	【家族浴室貸し出しサービス】 障害保健福祉センターの家族浴室を貸し出し、家族等の介助により入浴することができます(週2回以内)。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1・2級の人		障害保健福祉センター ☎5439-2511
緊急一時保護・ ショートステイ (レスパイト保護)	【緊急一時保護】 常時介護が必要な障害者の介護者が病気、冠婚葬祭、その他一時的な理由で介護ができない場合、障害者を障害保健福祉センターで一時的に保護します(月6泊7日以内)。 【ショートステイ(レスパイト保護)】 介護者が休養をとる際に、障害者が障害保健福祉センターでショートステイを利用できます(月6泊7日以内、年24日まで)。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1～4度の人 ●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ●18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた人で、けが等による一時的に介護を必要とするひとり暮らしの人(緊急一時保護に限る) ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。 ※医療的ケアが必要な人は除きます。	食事代 1食当たり 600円	障害保健福祉センター ☎5439-2511

交通費負担の軽減

事業	内容	対象	支給額等	申し込み・問い合わせ
タクシー利用券の給付	生活圏の拡大および経済的負担の軽減のために、タクシー利用券を給付します。 ※ガソリン代の助成との併給はできません。	●身体障害者手帳下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害1・3級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人	年4万4000円 ●7月～9月新規申請 3万3000円 ●10月～12月新規申請 2万2000円 ●1月～3月新規申請 1万1000円	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
自動車燃料費助成 (ガソリン代の助成)	障害者本人または同一生計の人が、本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。 ※タクシー利用券の給付との併給はできません。	●65歳未満で、身体障害者手帳下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級の人 ●愛の手帳1・2度の人	普通車タクシーと同額料金でご利用になれます。	
福祉キャブ (昇降装置付きタクシー)	車いすやストレッチャーのまま乗降できる、昇降装置付きタクシーを24時間運行しています(事前予約制)。	福祉キャブ利用登録者	ハイヤー料金と同額料金でご利用になれます(1回の利用につき7000円を限度に利用料金の70%を助成)。	
都営交通の 無料バスの発行	都営交通(都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)を利用するとき、無料パスを提示すると料金が無料になります(シルバーパス所持者を除く)。	●身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている人 ●戦傷病者手帳(特別項症～第6項症・第1款症～第5款症)の交付を受けている人 ●原爆被爆者(厚生労働大臣の認定を受けた人および健康管理手当受給者)	無料 ※介護者も割引きになる場合があります。	東京都福祉保健局精神保健・医療課生活支援係 ☎5320-4464
		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	無料	
港区コミュニティバス (ちいばす)	申請により無料パスを発行します。または乗車するときに手帳を提示すると料金が無料になります。	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
	申請により無料パスを発行します。	戦傷病者手帳・被爆者健康手帳の交付を受けている人および難病医療費助成を受けている人		
都内の民営バスの 割引証の発行	乗車するときに身体障害者手帳または愛の手帳を提示すると割引きになります。介護人(1人のみ)が同乗する場合、「民営バス乗車割引証」を提示すると介護人も割引きになります。	身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けている人とその介護者	割引率 乗車券50% 定期券30%	
都内の民営バス 運賃割引	精神障害者保健福祉手帳を提示すると都内を運行する民営バスの都内区間の運賃が半額になります。	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	割引率 乗車券50% ※定期券は割引きになりません。	東京都福祉保健局精神保健・医療課生活支援係 ☎5320-4464
有料道路通行料金の割引	有料道路を利用するとき、通行料金が割引きになります。	●身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合 ●身体障害者手帳(第1種)、愛の手帳(第1種)の所持者を乗せて介護者が運転する場合(営業用を除きます)	割引率50%	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

日常生活の援助・各種給付等

事業	内容	対象	自己負担金等	申し込み・問い合わせ
理美容(出張)サービス	理容師・美容師が自宅まで出張し、理容(カット・シェービング)、美容(カット・ソフトメイク)を行います。	●重度心身障害者手当を受給している人 ●身体障害者手帳下肢・体幹機能障害1級の人 ●愛の手帳1度の人	1回500円 年6回まで利用できます。	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
寝具乾燥等消毒	寝具乾燥消毒車を自宅に配車し、寝具(布団)の乾燥消毒を年12回(うち1回は水洗い)行います。	身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、寝具の乾燥が困難な人 ※病院等に入院・入所中の人は除きます。	乾燥消毒 1組150円 敷・掛布団の水洗い1枚 各300円(年1回) 毛布の水洗い1枚50円(年1回)	
紙おむつの支給	月1回、紙おむつを配送します(病院に入院中で対象のおむつを使用できないときは、おむつ代の助成制度があります)。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※いずれも3歳以上65歳未満の人	月500円	
無料入浴券交付	公衆浴場で利用できる入浴券を年間最大52枚まで支給します。申請月により枚数が異なります。	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳または被爆者健康手帳の交付を受けている人	無料	
ごみの戸別訪問収集	収集職員が戸別に訪問してごみを玄関先から収集します。事前の連絡がなく、ごみが出ていない場合は、本人が利用されている訪問介護事業者等と連携して、安否状況の把握を行います。	障害者または65歳以上の高齢者のみの世帯のうち、ごみを集積所まで搬出することが困難で、身近な人の協力が得られない世帯	無料	みなとリサイクル 清掃事務所 ☎3450－8025 FAX3450－8063
粗大ごみの運び出し収集	収集職員が自宅を訪問し、粗大ごみを運び出して収集します。詳しくは、お問い合わせください。	障害者または65歳以上の高齢者のみの世帯のうち、自力で自宅から粗大ごみを運び出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯	無料(※別途、粗大ごみの処理手数料が必要です)	
知的障害者(児)徘徊探索支援	知的障害者等が徘徊し居所不明となった場合、24時間体制の探索サービスで、所在を早期に発見します。	中度以上の知的障害のある人または自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の人	月500円 (現場急行料3000円)	
事業者方式緊急通報システム	ひとり暮らし等の障害者が、家庭内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、または一定時間お手洗いの利用が無い場合に、専門の警備員が出勤して安否の確認および救助活動を行います。非常通報装置、火災センサー、ライフリズムシステムを設置します。	●18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者で、障害の程度が重度(身体障害者手帳1・2級)の人 ●18歳以上のひとり暮らし等で、難病に罹患している人	●生活保護受給、住民税非課税の人は無料 ●上記以外の方は月400円	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
配食サービス	栄養のバランスが取れた昼食または夕食を、週7回まで自宅にお届けし、同時に安否の確認をします(5事業者から選択できます)。	65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、食事の調理が困難なひとり暮らし、または障害者のみ、または障害者と高齢者のみの世帯の人	1食300～470円 (週7回まで)	
手話通訳者の派遣	聴覚障害者または言語機能障害者で、日常生活に手話通訳を必要とする人に、港区社会福祉協議会に登録している手話通訳者を派遣し、日常生活の利便や社会参加を促進します。	聴覚障害または言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている人	無料	港区社会福祉協議会 生活支援係 FAX6230－0285 ☎6230－0282
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障害者または言語機能障害者で、手話通訳や要約筆記を必要とし、警察や裁判等、高度な技術が必要な人に、「東京聴覚障害者福祉事業協会」に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣し、自立と社会参加を促進します。			東京手話通訳 等派遣センター FAX3354－6868 ☎3352－3335
家具転倒防止器具取付	震災時の安全確保のために、港区家具転倒防止器具等助成事業に基づき交付を受けた器具等の取り付けを行います。	●身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人を含む世帯 ●難病医療費助成を受けている人を含む世帯	無料	【申し込み】 各総合支所協働推進課協働推進係 ☎8面参照 【問い合わせ】 障害者福祉課障害者事業運営係 ☎3578－2387
障害者防災用品あっせん事業	自ら防災用品を用意することが困難な重度障害者等に対して、防災用品を安価にあっせんします。	次の(1)～(3)でいずれかに該当するひとり暮らしの人または該当する人のみの世帯の人 (1)身体障害者手帳1級～3級の人 (2)愛の手帳1度～2度の人 (3)精神障害者保健福祉手帳1級の人	1世帯につき1回限り斡旋します。 非課税世帯は1割負担。生活保護世帯は無料です。	障害者福祉課 障害者事業運営係 ☎3578－2387
救急医療情報キット	障害者等の救急時(119番出動)に迅速な救命措置等に役立てるため、「救急医療情報キット」を配布し、安全・安心を支援します。	●高齢者 ●障害者 ●健康上の不安を抱えている人	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
福祉車両(車いす同乗用)購入費助成事業	福祉車両(車いす同乗用)の購入費用の一部を助成します。	身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人または身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人(児童)の同居の親族 ※施設入所の人は対象になりません。	30万円まで助成します。 ※中古福祉車両購入の場合は、30万円を上限として購入に要した総費用の5分の1を助成 ※所得制限があります。	
自動車改造費助成事業	操向装置および駆動装置の改造費用の一部を助成します。	下肢または体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人で、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある人	13万3900円まで助成します。 ※所得制限があります。 原則として、対象者1人につき自動車1台限りです。	
自動車運転免許取得費助成事業	教習所入所料、技能、学科教習料、受験料および教材費に相当する費用を助成します。	運転免許適性試験に合格した人で、身体障害者手帳1～3級の人、歩行困難で内部障害4級以上あるいは、下肢または体幹5級以上の人または愛の手帳の交付を受けた人	16万4800円まで助成します。 ※所得制限があります。	
災害時要援護者登録(検討中)災害時避難行動要支援者登録	災害時に、自分で避難することや身を守ることが難しい人を対象に、地域の助け合いによる避難等に活用する登録名簿を作成し、管轄の消防署、警察署、民生委員・児童委員、災害時の援護に協力できる町会・自治会に提供します。	※現在、区において、災害時要配慮者対策について、より具体的な支援に関する対策を検討しています。	無料	各総合支所協働推進課協働推進係 ☎8面参照 防災課防災係 ☎3578－2517 障害者福祉課障害者福祉係 ☎3578－2386
区民保養施設の利用料金の割引	大平台みなと荘・ホテル暖香園の利用料金が、毎年度(4月～翌3月)、各施設2泊まで減額となります。介護者も減額できる場合があります。	●身体障害者手帳の交付を受けている人 ●愛の手帳の交付を受けている人 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ●被爆者健康手帳の交付を受けている人 ●戦傷病者手帳の交付を受けている人 ●難病医療費助成を受けている人 ●障害者総合支援法に該当する疾患により障害支援(程度)区分の認定を受けている人	大平台みなと荘は2500円で利用できます。 ホテル暖香園は、利用料金から2100円が減額されます。	地域振興課 地域振興係 ☎3578－2532 FAX3438－8252

☎電話番号のかけ間違ひにご注意ください。

医療費助成

制度	対象	助成方法	受け付け・問い合わせ
心身障害者医療費助成 (都の制度)	次の要件を全て満たす人 ●65歳未満で身体障害者手帳1・2級(内部障害は1～3級)の人または65歳未満で愛の手帳1・2度の人 ●前年の本人(20歳未満の人は世帯主等)所得が都の定める基準以下の人 ※健康保険未加入者および生活保護受給者は対象になりません。	心身障害者医療費助成制度を取り扱う医療機関で診療を受けるときは「健康保険証」と「 受給者証 」を一緒に提示することにより、自己負担分が助成されます。なお、健康保険対象外のものは助成の対象になりません。詳しくは、お問い合わせください。	各総合支所区民課 窓口サービス係 ☎8面参照
難病医療費助成	国および都の難病等で医療費助成対象の疾病にかかっている人 ※健康保険未加入者や原爆被爆者医療助成制度等、他の法律による医療の給付を受けている人は対象にならない場合があります。	認定された疾病の診療費・調剤費のうち、各種健康保険の自己負担分から、患者一部負担額を除いた額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません(原則2割負担)。	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	B型・C型肝炎のインターフェロン、B型肝炎核酸アナログ製剤、インターフェロンフリー治療を要すると診断された人 ※健康保険未加入者および生活保護受給者は対象になりません。また、高齢者医療を受けている人や、他の医療助成を受けている人は、この医療助成制度を申請する必要がない場合があります。	保険診療の患者負担額から、患者の一部負担を除いた額を助成します(健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません)。	
小児慢性疾患医療費助成	18歳未満で、医療費助成対象の疾病にかかっている人 ※健康保険未加入者は対象になりません。	認定された疾病の各種健康保険の自己負担額の一部が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
ひとり親家庭等の医療費助成制度 父または母に障害があるとき	障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童(身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の児童は20歳未満)を養育している人とその児童の医療費の自己負担分を助成します。 ●身体障害者手帳1・2級程度・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)※ただし、次の場合は除きます。 (1)国民健康保険または社会保険等に未加入のとき・児童が施設に入所しているとき(※)。 (2)本人または扶養義務者の所得が限度額を超えているとき・生活保護を受けているとき。	健康保険による診療を受けたとき、支払うことになっている医療費の自己負担分を助成します。 ※住民税課税世帯は一部負担金があります。 ※入院時食事療養費は、助成対象外です。	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照

※ 施設入所でも対象となる場合があります。

その他のお知らせ

障害者(児)を支援している人への研修				
サービス提供事業者やホームヘルプサービス従事者、地域で障害者(児)を支援している人等を対象に障害者福祉の向上をめざします。今後予定されている研修は次のとおりです。研修を希望する場合は、電話・ファックス等でお申し込みください。				
			問い合わせ 障害者福祉課障害者支援係 ☎3578-2462	
日時	時間	会場	講義・講師(敬称略)	内容
7月8日 (水)	午後6時30分～8時30分	区役所 912・913 会議室	「障害があっても働く幸せー就労支援施設『ショコラボ』についての概要と経営理念」 講師:伊藤 紀幸(一般社団法人AOH 代表理事(会長))	横浜市にある就労支援施設「ショコラボ」の概要・経営理念をもとに、障害者の就労について紹介していただきます。
8月4日 (火)		区役所 914・915 会議室	「『それ』はある日突然やってきた…。困っている女子会」 講師:大野 更紗(作家)・岡崎 愛子(作家) 川口 有美子(ALSサポートセンター 理事長・作家)	ALS患者の母親を介護した経験を持つ川口理事長と、難病患者の大野さん、福知山線脱線事故に遭った岡崎さんからお話ししていただきます。
9月25日 (金)		区役所 912・913 会議室	「(演題未定)」 講師:小島 幸久(社会福祉法人家庭授産奨励会 事務局長)	知的障害者の就労支援に携わる小島さんに、障害と就労、地域との関わりについてお話ししていただきます。
10月16日 (金)		区役所 911・912・913 会議室	「障害があるからこそできること」 講師:高橋 歩(作家・自由人)	ドキュメンタリー映画『DON'T STOP!』で、車椅子の男性とアメリカを旅した体験や、学校づくりをした経験を基にお話ししていただきます。
11月20日 (金)		区役所 911 会議室	「子どもの発達支援 児童精神科医の立場からPART2」 講師:武石 恭一(こどもメンタルクリニック芝 院長)	必要な子どもの発達支援について、児童精神科医の立場から、近時のトピックスを交えてお話ししていただきます。
12月15日 (火)		区役所 911・912・913 会議室	「アルコール依存症について」 講師:後藤 恵(成増厚生病院 精神科医)	アルコール依存症と「動機付け面接法」についてご紹介いただき、理解を深めます。
1月28日 (木)		区役所 913 会議室	「(演題未定)」 講師:福田 健太郎(弁護士)	障害に関わる法制度や人権について弁護士の立場からわかりやすくお話ししていただきます。

障害者のためのサービス一覧の発行予定

本特集号に掲載しているサービスは全体の一部です。さらに詳しい情報は、「障害者のためのサービス一覧」をご覧ください。港区ホームページの「障害者福祉」のページにも掲載しています。

平成27年度版「障害者のためのサービス一覧」は7月末発行予定です。区内関係機関窓口等で配布します。

心のバリアフリー推進事業

区は、「障害があっても適切な支援を受けながら、身近なまちで暮らし、働き、地域の中で交流を図り、支え合う社会の実現」をめざして、心のバリアフリー推進事業を実施しています。

●啓発DVDの作成

啓発映像「わたしの友だち」「考えてみよう障害のこと」2枚のDVDの制作をしました。港区ホームページ等でご覧いただけます。貸し出しもしていますので、ぜひご覧ください。

●地域イベントへの参加

障害者が地域の祭り等に参加し、事業者や町会・自治会等と協働して、障害や障害のある人への理解を深める取り組みを行っています。

問い合わせ
障害者福祉課障害者福祉係 ☎3578-2386
障害者福祉課精神障害者担当 ☎3578-2457

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたマークや法律に基づいているものの他、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。その中で、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法・配布方法等は、各団体にお問い合わせください。

マーク	問い合わせ
障害者のための国際シンボルマーク  障害のある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する人だけでなく、障害のある全ての人のためのマークです。	(公財)日本障害者リハビリテーション協会 ☎5273-0601 FAX 5273-1523
盲人のための国際シンボルマーク  世界盲人連合で昭和59(1984)年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等に付けられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。	(社福)日本盲人福祉委員会 ☎5291-7885 FAX 5291-7886
身体障害者標識(身体障害者マーク)  肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署 ☎欄外参照
聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)  政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署 ☎欄外参照
耳マーク  聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行等が、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎3225-5600 FAX 3354-0046
ほじょ犬マーク  身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口等に貼るマークです。不特定多数の人が利用する施設(デパートや飲食店等)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課 ☎5320-4147 FAX 5388-1408
オストメイトマーク  オストメイト(人工肛門・人工ぼうこうを保有する人)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合等に使用されています。	(公社)日本オストミー協会 ☎5670-7681 FAX 5670-7682
ハート・プラスマーク  身体内部に障害のある人を表しています。心臓疾患等の内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	(特)ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/
ヘルプマーク  義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作られたマークです。	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 ☎5320-4144 FAX 5388-1407

主な相談窓口

主な福祉サービスの相談窓口をご紹介します。

各総合支所

区民課保健福祉係では、身体障害者手帳の申請受け付け、精神障害者保健福祉手帳や医療費助成の申請受け付け、障害のある人に対する各種サービスの案内や受け付けを行っています。また、「身体障害者福祉司」や「知的障害者福祉司」および担当の職員が相談に応じます。

芝地区総合支所

〒105-8511 芝公園1-5-25

区民課保健福祉係 ☎3578-3161 FAX3578-3183
区民課窓口サービス係 ☎3578-3170 FAX3578-3182
協働推進課協働推進係 ☎3578-3123 FAX3578-3180

麻布地区総合支所

〒106-8515 六本木5-16-45

区民課保健福祉係 ☎5114-8822 FAX3583-0892
区民課窓口サービス係 ☎5114-8821 FAX3583-0892
協働推進課協働推進係 ☎5114-8802 FAX3583-3782

赤坂地区総合支所

〒107-8516 赤坂4-18-13

区民課保健福祉係 ☎5413-7276 FAX3402-8192
区民課窓口サービス係 ☎5413-7012 FAX3402-8192
協働推進課協働推進係 ☎5413-7272 FAX5413-2019

高輪地区総合支所

〒108-8581 高輪1-16-25

区民課保健福祉係 ☎5421-7085 FAX5421-7613
区民課窓口サービス係 ☎5421-7612 FAX5421-7613
協働推進課協働推進係 ☎5421-7621 FAX5421-7626

芝浦港南地区総合支所

〒105-8516 芝浦1-16-1

区民課保健福祉係 ☎6400-0022 FAX5445-4590
区民課窓口サービス係 ☎6400-0021 FAX5445-4590
協働推進課協働推進係 ☎6400-0031 FAX3452-4902

健康推進課地域保健係(みなと保健所4階)

〒108-8315 三田1-4-10 ☎6400-0084 FAX3455-4460

乳幼児の発達の遅れ、しつけ上の問題、情緒不安等の療育上の問題に医師・保健師・栄養士等が相談に応じています。精神障害者やこころの病気がある人の相談や支援も行っています。

障害者福祉課(区役所2階)

〒105-8511 芝公園1-5-25 ☎3578-2111 FAX3578-2678

障害者福祉係 ☎3578-2386
障害者支援係 ☎3578-2462
障害者事業運営係 ☎3578-2387
精神障害者担当 ☎3578-2457
発達障害者担当 ☎3578-2694

地域の相談拠点

困っていることや悩んでいること、やってみたいこと等、どんなことも相談できます。地域の相談拠点まで連絡ください

障害保健福祉センター
(ヒューマンぷらざ)

〒105-0014 芝1-8-23
☎5439-2511 FAX5439-2514

区内の障害者に対し自立的な活動支援を目的に、障害の種類や程度、年齢に応じた各種相談・通所指導・機能訓練等の事業を行うとともに、社会参加の機会や交流の場を提供しています。

新橋はつつ太陽

〒105-0004 新橋6-19-2
☎3433-0181 FAX3433-0197

区内の障害者を対象に個々の個性にあった社会参加をめざし、生活・作業指導および体験、相談を行っています。また、入所施設では短期入所(ショートステイ)も実施しています。

地域生活支援センター

あいはーと・みなと

〒108-0074 高輪1-4-8
☎5798-4660 FAX3449-0531

「仲間が欲しい」「のんびり過ごせる場所が欲しい」「相談したい」等、精神障害者を中心にその家族も含めて、地域で安心して暮らせるように支援し、社会復帰およびその自立と社会参加の促進を図ります。